平成２７年（フ）第８９６３号
東京都港区三田５丁目12―７―805
破産者　金山　紀果
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９７９号
東京都葛飾区柴又５丁目32―11　パインハイツⅡ102号
破産者　秋元　鴻治
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８０号
東京都葛飾区柴又５丁目32―11　パインハイツⅡ102号
破産者　秋元　光子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８２号
東京都足立区千住橋戸町10　帝都自動車交通（株）橋戸町寮202
破産者　中田　鉄也
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９００２号
東京都練馬区高野台５丁目38―17―503
破産者　松田　政臣
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９００８号
東京都墨田区向島２丁目20―15―203
破産者　中田　秀人
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３０号
東京都足立区舎人１丁目10―25―101
破産者　南雲　英雄
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３９号
神奈川県横浜市鶴見区梶山２丁目34―31
破産者　露木　秀治
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０７１号
東京都練馬区平和台４丁目18―16
破産者　藤森　　忠
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０７８号
東京都世田谷区上馬２丁目26―６―303
破産者　保岡康太郎
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１１４号
東京都北区上中里３丁目７―12―203
破産者　池森　久貴
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１２１号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井６丁目６　３棟104号
破産者　石塚　義春
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１４７号
東京都足立区西綾瀬２丁目22―６―204
破産者　本多　文香（旧姓松尾）
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１４９号
東京都江東区東砂７丁目13―11―203
破産者　北島　邦男
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１５０号
東京都江戸川区南葛西６丁目８―13―201
破産者　井上　正人
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４８号
山梨県中巨摩郡昭和町西条420番地３
破産者　有限会社南西興業ハウジング
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
山梨県笛吹市境川町坊ヶ峯152番地17
破産者　有限会社テクノクリート
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
山梨県中央市極楽寺1284番地
破産者　株式会社タナサワ電波工業
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９２号
埼玉県川口市弥平４丁目２番13号
破産者　大進ゴム工業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９８４号
埼玉県川口市戸塚３丁目29番10―103号コスモ川口戸塚けやき通り
破産者　合資会社あきない
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９４０６号
東京都港区南青山２丁目５番17号
破産者　ドレミファホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７号
山梨県甲府市長松寺町７番13号サンマリーナ長松寺１―Ａ
破産者　株式会社ケー・ネット・コム
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係